

議事日程第4号

平成28年6月22日(水)

第1 議案上程(議案第50号から第57号まで及び報告第12号から第16号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	加藤 秋男
副事務局 長	畠山 隆之
局長 補佐	湊 智志
局長 補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡部 幸男	副 市 長	杉本 俊比古
-----	-------	-------	--------

教 育 長 鈴 木 雅 彦
 総務企画部長 船 木 道 晴
 産業建設部長 佐々木 一 生
 企 業 局 長 佐 藤 盛 己
 総 務 課 長 目 黒 雪 子
 税 務 課 長 田 口 好 信
 健康子育て課長 福 田 ひとみ
 福祉事務所長 伊 藤 文 興
 観光商工課長 伊 藤 徹
 病院事務局長 柏 崎 潤 一
 学校教育課長 吉 田 雅 美
 監査事務局長 三 浦 秋 広
 選管事務局長 (総務課長兼任)

監 査 委 員 湊 忠 雄
 市民福祉部長 原 田 良 作
 教 育 次 長 木 元 義 博
 企画政策課長 藤 原 誠
 財 政 課 長 八 端 隆 公
 生活環境課長 山 田 政 信
 介護サービス課長 佐 藤 庄 二
 農林水産課長 武 田 誠
 建 設 課 長 佐 藤 透
 会 計 管 理 者 菅 原 信 一
 生涯学習課長 鎌 田 栄
 企業局管理課長 菅 原 長
 農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第50号から第57号まで及び報告第12号から第16号まで一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第50号から第57号まで及び報告第12号から第16号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私から議案第50号、第51号及び第55号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第50号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書では、1ページから5ページまでになります。

本議案は、本年9月末で民間バス路線の男鹿南線が廃止されることに伴い、10月1日から市単独運行バスにより運行を行うため、市単独運行バスの運行路線へ男鹿南線を追加するとともに、同路線の料金を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

料金につきましては、民間事業者運行路線との競合区間が存在しますことから、初乗り運賃につきましては、民間事業者運行路線の運賃と同額とするほか、現行の運賃を超えないように設定してございます。

条例の施行期日は、平成28年10月1日であります。

次に、議案第51号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書では、6 ページから 8 ページまでになります。

本議案は、国民健康保険事業の適正な運用を図る必要があることから、国民健康保険税の税率改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

税率改正に当たりましては、現行税率で試算した場合、平成 28 年度は約 3 億円の歳入不足が見込まれ、本来でございますと、この不足額を税に求めることとなりますが、被保険者の負担を考慮し、一般会計から不足額の 2 分の 1 に当たる 1 億 5 千万円を繰り出しまして、残りの 2 分の 1 を国民健康保険税に求めることとしたものであります。

この結果、医療給付費分では、現行の所得割 8.2 パーセント、被保険者均等割 2 万 3 千円、世帯別平等割 1 万 8 千 5 0 0 円を所得割 11.0 パーセント、被保険者均等割 2 万 7 千 5 0 0 円、世帯別平等割 2 万 3 千 5 0 0 円に改めまして、後期高齢者支援金分では、現行の所得割 3.2 パーセントを 3.5 パーセントに、また、介護納付金分では、現行の所得割 2.2 パーセント、被保険者均等割 8 千円、世帯別平等割 4 千 5 0 0 円を、所得割 3.3 パーセント、被保険者均等割 1 万円、世帯別平等割 7 千 5 0 0 円に、それぞれ改めるものであります。

これらを合わせますと、所得割が現行より 4.2 ポイント増の 17.8 パーセントに、被保険者均等割が 6 千 5 0 0 円増の 4 万 6,500 円に、世帯別平等割が 8 千円増の 3 万 8 千円となるものであります。

条例の施行期日は、公布の日であります。

また、改正後の条例の規定は、平成 28 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第 55 号財産の無償譲渡についてであります。

議案書では、18 ページになります。

本議案は、男鹿市畑作園芸試験研究センターとして使用してきた男鹿市福米沢字新上ノ台 106 番地 1 に所在します建物、研究用育苗ガラス室及び研究用パイプハウスであります。合わせて 1 千 3 2 4 平方メートル及び男鹿市種苗センターとして使用してきました同じく福米沢字新上ノ台 107 番地 1 に所在する建物、管理棟及び育苗棟でございますが、合わせて 2 千 9 5 8.71 平方メートルを、秋田みなみ農業協同

組合に無償譲渡するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、原田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第52号及び議案第53号について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。

まず、議案第52号男鹿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、消費者安全法の一部改正に伴いまして、本条例を制定するものでございます。

本市の消費生活センターは、消費生活相談窓口を明確にして、増加する消費者被害を未然に防止するため、平成27年4月、昨年からですが、要綱により開設をしております。専任の消費生活相談員を1名配置し、業務に当たっているところでございます。

同センターの設置につきましては、改正後の消費者安全法第10条第2項では、市町村においては努力義務とされているところでございますが、同センターの機能を、より強化するため、今回、条例提案をしたものでございます。

恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。

10ページは、条例の本文でございます。

簡単にご説明いたします。

第1条は、条例の趣旨規定でございます。

第2条から第5条までは、消費生活センターの名称、位置、取り扱い事務、また、開設時間、休業日、こういったものを定めるものでございます。

第6条は、消費生活センターに所長及び必要な職員を置く旨を定めるものでございます。

第7条から次のページの第9条までですが、消費生活相談員の配置、処遇の確保、

研修などについて定めてございます。

第10条は、情報の適切な管理のため必要な措置を講ずる旨を定めるものでございます。

条例の施行期日は、7月1日からとするものでございます。

次に、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第53号でございます。

議案第53号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次の13ページをお願いいたします。

改正文でございます。

第29条第7号の表、第44条第8号の表でございます。また、一番上の段、あと下段でございます。これは範囲設備の記載内容につきまして、建築基準法の施行令の改正がございました。この改正に伴って改められました国の基準同様の条文の整理を行うものでございます。

中段の第30条第3項、第32条第3項、あとは下段の第45条第3項、第48条第3項の中にごございます「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める規定でございますが、男鹿市が認可する家庭的保育事業等の事業において、保育士とみなすことができる職種に、これまでは保健師、看護師がございました。これに加え、新たに准看護師を追加するものでございます。

議案書13ページ、下段から次のページ、15ページまでの附則を加える規定につきましては、これまで国の基準では保育士の数が保育所1につき2人を下回ることができないとされておりましたが、保育施設の不足にかんがみまして、当分の間、事業所内保育や定員6名から19名までの小規模保育事業所で保育児童数が1となる場合は、保育士1と、保育士と同等の知識を有すると認められる職員1の配置を可能とするなど、資格要件の弾力化が図られております。

また、保育施設に勤務する幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、こういったものを新たに保育士とみなすことができるというふうに、保育士配置の特例の拡大を行って

いるものでございます。

条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 次に、柏崎みなと市民病院事務局長の説明を求めます。

【病院事務局長 柏崎潤一君 登壇】

○病院事務局長（柏崎潤一君） 私からは、議案第54号男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書17ページをお願いいたします。

本件は、エックス線等画像の複写に係るフィルム及びCD-Rを提供した際の手数料を定めるために、本条例の一部を改正するもので、具体的な改正内容といたしましては、本手数料条例の別表第2に7項目めとして、エックス線等画像情報提供料を新たに追加するものであります。

エックス線画像やCT、MRI画像などは、医療機関相互であれば資料提供に関して手数料をもらいうけることはありません。しかし、保険会社や弁護士からなどの請求に関しては、これまで請求自体がまれであったこともあり、資料を提供する際の作成手数料の取り決めはなく、請求に対しては、提供ではなく貸し出し、返却という形で対応してまいりました。しかし、近年、同様な請求が多くなる傾向にあることや電子カルテシステムの稼働によりまして、画像記録が電子的に保存されることから、提供に関してもCD-Rなど、いわゆる電磁的な記録媒体で情報保護の面でも問題なく提供することが可能となりました。このため、新たに手数料条例にこれを加えまして、フィルム及びCD-Rでの画像資料作成手数料として、フィルム1枚につき756円、CD-R1枚につき1千80円をもらいうけることとするものであります。

説明は以上であります。

ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので許します。

4番木元利明君の発言を許します。4番木元利明君。

○4番（木元利明君） 皆さん、おはようございます。

本日、参議院選挙の公示日であります。数年来から争点となっておりました消費税

が今般、先送りされて、私を含めて市民誰しもが、ほっとしていた矢先だろうと思っておりますが、その矢先に国保税の引き上げ提案でございます。

当局におかれましては、今日を想定しながらですね、引き上げをしないための活発な庁内論議や施策が展開されてきたのかどうかであります。それらを含めて何点か、検証等を含めながら質問いたします。

1点目といたしまして、引き上げ提案の決定に至る経緯であります。内部組織、下部組織等あったとした場合、それらの協議会等で、この引き上げに対してどういふふうな検討をなされたのか。そしてまた、そのような会での引き上げについては、総意での引き上げ提案を皆さんで同調されておったのかということであります。もしその協議会等、それに準ずるものがありましたら、それらの検討の内容についてお知らせください。

次にであります。市長の就任時から平成27年度末での被保険者数と国保世帯数の推移についてであります。

市長就任時の被保険者数が1万477名、それが23年度を境にして9千955名から、そして24年度には487人が減少しております。それと国保世帯数に関しましては、平成21年度、5千879世帯数だったのが、平成23年度以降、大幅に195世帯が減少しております。そして現在は、というよりも平成27年度、被保険者数が369名の減となっております。そしてまた、国保世帯数は199世帯の減となっております。これらを検証しますと、平成23・24年度にかけて被保険者数、そして国保世帯数が倍以上の減少になっているわけです。この平成24年度に何があったのかということでもあります。これらについては皆さんの説明、先般の一般質問でも引き上げなければいけない理由、るるきのう伺っております。それだけでは前へ進まないの、私はこの件について、きょう検証をちょっとしたいと思っております。

特に私感じますのは、市長が就任する前、就任後一、二年は通常の減少パターンで推移しておったんですが、今言ったとおり23・24年にかけて、いずれも倍のマイナスだというこの原因を、どのように検証されたのか、それらについて答弁願います。

これらについて、このような現象が起こっておりながら昨年以降、将来は引き上げ

やむなしというような当局説明はあったのではありますけれども、このように長いスパンで検証してみると、いずれは今のような状態がくるというようなことは、我々素人でもこれは判断できます。にもかかわらず、例えば皆さんはよく原因として少子高齢化云々といろいろ並べます。その少子高齢化に関しても、もう10年、20年以前からの問題であります。それがここ二、三年前からクローズアップされたただけの話でありまして、これらの現象が起りながら、どうして未然な対応をしてきたのか、してこなかったのか、したけれどもこのような現象になってしまったのかということでもあります。これについて説明を求めます。

次に、1人当たり医療費の状況であります。

今般の協議会での当局の資料によりますと、1人当たりの医療費の状況が全県で5番目に高くなっておると、これは結果でありまして、しからば、またまた市長の就任にかかわるわけですが、市長が就任後、これらの県平均やら、今、県下ワースト5番となっているのはですね、市長就任時はどういうふうな推移できたのかであります。1人当たりの医療費の状況であります。ですから、それらについても年々再々皆さんは検証をしながら、見通しを立てながら、見込みながら国保会計を維持してきたと思います。途中、法定外繰入やら法定内繰入やらしてきておりますけれども、これについての市長就任時からの現在までの変遷ですね、それを質問いたします。

4点目であります。今のこのような現状は、当市に限らず全国的な現象だと思っておりますが、これといたしますのは、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行するまでの10年間は続くのではないかととも言われております。にもかかわらず、それがそうだからといって手をこまねいてはおられません。ましてや今後何年続くかわかりませんが、引き上げなされた場合の市民負担なわけです。それらを今回は補てんをしながら帳尻を合わせるというような内容になっておるようではありますけれども、これについての質問といたしまして、医療費の伸びに伴う被保険者負担をどのように抑えるかということでもあります。

次に5点目としてであります。

数年前から国保会計の改善を目指すためには、避けては通れないジェネリック医薬品の利用にありますが、本市も去年、おとしあたりからですか、ジェネリック医薬品の利用を非常に勧めておるという話は聞いてございますが、本市のジェネリック医

薬品の利用率と今後の見通しですね。それらによって大分改善がなされる場合も多々あるかと思しますので、そこら辺をひとつ答弁してください。

次に6点目であります。

保険税の収納率に対する普通調整交付金の減額措置についてであります。誰しもが知識としておるわけなんですけど、保険税の徴収に努力した保険者と、そうでない保険者に、同率で普通調整交付金を交付するのは不公平という考え方から設けられている減額措置だということでありまして。被保険者の規模ごとに一般被保険者分の収納率が一定の割合を確保できない場合、収納率に応じて普通調整交付金が5から20パーセント、7段階の範囲で減額されるとなっております。

そこで、市の場合、やはり市長就任時から平成27年度までに、市に対する普通調整交付金の減額措置状況です、あったかないかわかりませんが、その推移をお知らせください。

7点目であります。

従来は公的立場で提供されてきた事業でありますけど、民間の利潤を追求する余りですね、必要以上の医療や介護の提供がなされるようになってきているのではないかと疑問視せざるを得ない事例も伺っております。

そこで、保険者として、医療、介護にかかわる民間事業者への指導監督、チェックを、どのようになされてきたのか、以上、1回目の質問であります。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） お答えをいたします。

まず1点目の引き上げの提案に伴う、いろいろな組織的な協議内容等でございます。

まずこの件に関しましては、国民健康保険運営協議会という組織が男鹿市でございます。こちらを市の方針をある程度固めました後、5月26日に開催してございます。この中でも今議会で提案しておりますと同様の提案をして、審議いただいたところでございます。

まず、委員の皆様からは、引き上げに関してはやっぱり懸念する声が相当ございましたが、26年度の国保会計において繰上充用を行っている、26・27年、それ以

前もですけれども、一般会計からある程度の法定外の基準外の繰り入れを行って国保会計を維持しているというふうな状況をかんがみても、やむを得ないのではないかと
いうふうな結論を得てございます。その上で今回提案というふうになってございま
す。

あと、被保者数、国保世帯数の推移でございしますが、こちらは木元議員が先ほど
おっしゃられたとおりでございます。ただ、国保に関しましては、他の保険に入っ
ていない方が入る保険というふうな制度的な枠組みがございします。単に人口減少だけ
ではなくて、社会保険、その他の公的健康保険に加入される方の増によっても、また増
減が出てまいります。この件に関しては検証が必要と考えておりますが、かなり減少
はしているわけですが、この具体的なあの……

○4番（木元利明君） 議長、ちょっとストップしてください。

今から一問一答方式に切りかえはいかがですか。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時22分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

答弁続けてください。

○市民福祉部長（原田良作君） お答えいたします。

当然、人口減少というような国保世帯数の推移に関しましては、大きな影響は与え
るとは考えておりますけれども、国保の制度そのものが他の保険に加入していない方
というふうな枠組みがございしますので、そういった社会保険に切りかえられた方等
が、どのくらいおられるのか、そういった検証も必要とは考えております。この減少
に関しましては、大きなその本格的な原因究明というのは、現在行っていないところ
でございしますので、よろしく願いいたします。

次の点ですが、1人当たりの医療費の件でございします。

こちらは平成21年でございします。これは全体の平成21年度ですが、35万9千
717円という数字が出ております。こちらが平成26年には41万815円という
数字になってございします。27年度の決算見込みが出ておりますので、その見込み

に基づきますと42万8千223円と試算されてございます。これは21年に比較しますと、金額として6万8千507円の増、率にしますと19.5パーセントの増となっているところでございます。

次に、医療費の伸びに伴う被保険者負担をどのように抑えるかという点でございませぬ。

こちらは、被保険者負担というのは、恐らく税負担というふうに解釈してもよろしいかと考えておりますけれども、総額の費用額から国・県支出金、その他の補助金等を引いた残りを税に求めるというふうな大きな枠組みがございませぬので、市単独でなかなかやるのは難しいかと存じております。こちらは昨日、安田議員のご質問にも答弁しましたとおり、全国市長会、全国知事会、こういったところを通じまして、より国の財政支援をふやして、国保の財政安定化を目指すというふうな方向も出ております。また、将来的ですが、平成30年の春からは県が国民健康保険の運用の大部分を担うというふうな制度改正もございませぬ。こういった中で、より一層国・県の公的な支援、こういったものを要望していくという手が一つございませぬ。

あと、当然医療費の伸び、これを抑えていくという方向も、あわせて行わなければならぬものと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の件でございませぬ。

毎年8月ですが、国民健康保険団体連合会から利用品の実績報告がございませぬ。これによりませぬと、24年からのデータしかございませぬので、今それで申し上げたいと思ひますが、24年8月診療分におきましては、ジェネリック医薬品の使用割合が22.01パーセント、25年8月が24.43パーセント、26年8月が29.64パーセント、昨年ですが、27年8月が32.31パーセント、若干でございませぬが、ふえている状況となつてございませぬ。今後もジェネリック医薬品につきましては、シールの同封、納税通知書に同封をしてジェネリック医薬品を使うという意思表示をしていただくというふうな取り組みを続けておりますので、今後ともそちらを強化していきたいと考えているところでございませぬ。

それから、平成21年度以降の保険税の収納率の下落に伴うところの調整交付金の減額措置につきましては、確認いたしましたところ、今のところその部分についてはないというふうなことでございませぬ。

あとは保険者としての医療、介護にかかわる民間事業者の指導監督でございます。こちらは実は介護保険に関しましては、今、平成20年度から地域密着型サービスについて実施しているほか、県から権限移譲を受けました居宅のサービス、介護予防サービス、あとは居宅介護支援、こういったものについては、定期的に指導を行っているところでございます。施設サービスは、また県で行っております。ただ、医療保険に関しましては、こういった指導権限というのは市に与えられてございません。これはなかなかきついでございますが、これからも国保連合会におけます指導、あるいはレセプトのチェック、そういったもので不要不急の医療費の削減、こういったものを働きかけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） さっきの一問一答どうしましたか。できない。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

木元議員

○4番（木元利明君） それでは再質問をいたしましょう。

ただいまの答弁内容なんですが、非常に質問に対する答弁にはなっておらないと感じました。というのは、引き上げ提案に伴う運営協議会、検討内容と私申しました。その内容が、今回の引き上げの提案に対して、どういうふうなメンバー、何人おるかわからないけれども、総意であったのか、その内容について非公開の部分もあると思いますけれども、どういうふうな引き上げに対するそれぞれの委員の大方の、何名おるかわからないけれどもですね、さっき総意であったのかないかという質問をしたつもりでおりますが、それには何ら言及されていない。

それと、二つ目の被保険者数と国保世帯数の推移についてであります。これについても核心に触れる部分は何もない。と言いますのは、この資料にのっとって再確認したんですが、あくまでも市長の就任以降を含めた際のこの原因の究明をしたかしないか、やってきたらどのようにやったかということなんです。原因究明がなされてお

れば、今のような現状はいくらかでも未然に、すべてとは申しませんが防げた部分が多かったのではないかと。市長に言わせると、3億円の赤字が見込まれると当たり前のような話をされていますが、もう就任後の期間に毎年毎年ローリングをされると思いますけれども、それがされておったのであれば、こういうふうな状況を踏まないんだろうと思うわけです。

それと、23年度を境に、このようにいずれも倍減していると。減少数が倍増しているということについても、何ら一つもあなたの答弁がなされないから、だらだらするなど言ったのはそこにあるわけです。それをもう一度。

それから、国民健康保険に係る1人当たりの医療費はという内容についてですが、その医療費増加の要因と課題は何であったのかという質問に対しても、一つも、一つはあったのかな。何らかの射た答弁ではない。これらがなされておると、今のような引き上げ云々という以前に対処方法があったのじゃないかという観点から申し上げています。それいいですね。

次に、6点目の普通調整交付金の減額措置状況でありました。これも市長就任以降の年数について問いただしたんですけれども、ないという話でございました。ないと言って胸を張っていらっしゃる場合じゃないですな。これらをどこの市町村も、これらに充当させるようにして日々頑張っておると思うんですよ。それがなかったと胸を張られちゃ困るわけです。これらの措置がありながら、それらに向かって進んできたのかどうか、その交付金の交付される寸前までいったところ、ちょっとの努力のなさでそれから外れたというようなことも過去にあったんじゃないですか。ですから、それらを検証しながら同じ轍を踏まないというような感覚で過ごされてきたのかということでもあります。確か数年前に、もうちょっとのところであったというふうな話、私聞いた経緯がございます。どうして、これがないと部長ね、これらに交付を受けるような努力がなされなかったんじゃないのかと思うんです。まして今回の不祥事のように、あれがなければ、もしかすればこの普通調整交付金が交付されたであろうとも思う部分もあるわけです。当然ああいうふうなことが起きては、100パーセント達成はできないと思います。ですから、九十何パーセントまでいくと交付を受ける懸念が生まれるというように私認識しております。それ以上の詳しいことは存じ上げませんが、ということに対する皆さんの過去の意気込みやら経緯、推移を、ないでは済ま

されないわけです。何が原因でそうなったのかということです。

それから、7点目の保険者として医療、介護にかかわる民間云々への指導監督、チェック等の件ですが、当然指導監督、チェックは国・県だと、それは認識しております。ただ、それらへの指導は市が国・県から委託されている部分あるという話でございましたが、それらの指導した結果、どうだったのか。どういう点について指導なされたのか、そして、指導について改善された部分はどのようなものなのかということです。それらを細かく申し述べてください。

このように、るる質問を投げかけておるわけですがけれども、もっともっと誠意のある答弁をしてほしい。このようにですね、せっかくの機会であります。私も今で2回目ですので、残り1回しかありませんので、そこら辺を十分皆さんは考慮の上、答弁してください。何でかという、もう数年前からこのような状態に陥るのが想定されながら、何でこのような場で、このような話をしなきゃいけないかということは非常に残念なわけです。ということが一番の私の思いのたけでございます。これで終わると、あと1回しかありませんけれども、もしそれらについては部長のみならず、市長、副市長でも、それなりに答弁してはいかがですか。これはすべて市長、あなたの任期中に大分様変わりしている状況にも見受けられます。ですから、あなたの指導が一番問題と感じます。そこで黙って座っておって聞いているだけでなく、あなたの思いのたけも、残された任期中にどこまでどうするのかということもあるわけです。国保税の黒沢の件に関してもです。それはステージを変えながら質問させてもらいますが、ということで。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） お答えをいたします。

市の国民健康保険の審査会の件でございます。

委員は9名おります。当日は2名の方が欠席をされましたので、7名の方で審査をいただいております。

先ほど申しましたとおり、いろいろ保険料を上げることにしましては、ご懸念の発言も相当あったわけですがけれども、最終的には委員会の総意としまして引き上げもやむなしというふうな結論を得たということでございます。

あと、被保険者の数の件でございます。

これは先ほども申し上げましたとおり、本格的な検証というのは、なかなか行っていない状況でございます。と申しますのは、被保険者が減ずる理由、これは単に人口減少、転出、社会的な減のみによらず、その他の保険に入った場合、こういったものも含まれてまいります。あとは当然、ごく少数ですが生保を受けている方、こういった方も国民健康保険の対象者から外れてまいります。こういったことを一件ずつ調べていかないと、なかなかわからないところがございます。なかなかそこまで手が回っていないところが現状でございます。

ただ、これも検証しないとわからないわけですが、24年以降ということで大幅に減じているというのは、木元議員のおっしゃるとおりでございます。その前までは200人台、23から24年が500人台ですか。ただこの間、ちょうど東日本大震災を挟んだ年でございます。復興需要等で、そこそこ景気が回復した年でございますので、そういったことも要因にあるのかなという、感覚的な問題ですが、そういうことはちょっと考えてございます。

あとは普通調整交付金の件でございますが、普通調整交付金というのは減額せずにもらっているという意味でございます。減額というのは、収納率がある程度下回った場合のペナルティーということで課されますので、21年以降はそういうことがなく、全額というか、想定された額はいただいているという意味でございます。

ただ、21年度に関しては、非常に収納率が厳しい状態だったということは伺ってはございます。

それから、先ほどの業者に対する指導の件でございます。

介護保険については行ってございます。施設サービス以外ということでございますが。これはサービスの内容、介護報酬の請求に関する実地指導、こういったものを行ってございます。若干の修正点が1件あったということは伺っておりますが、大規模な給付費の減額に及ぶような指導ではなかったというふうに伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 国民健康保険というのももちろんございますけれども、市の大

きな方針として健康社会ということで、いわゆる人々が元気に暮らすまち、健康寿命を伸ばすということで、医療にかからないようないわゆる食事、運動、あるいは社会的なかわりということで市の全体の方針として、いわゆる健康社会を目指すというのを市として進めてまいりました。それが結果的には、医療費のいわゆる減少につながるというふうに理解しております。

(「大綱質疑だから整理して……」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 再質疑、木元議員。

○4番(木元利明君) 今の野次さ、議長、答弁しなくてもいいんですか。

○議長(三浦利通君) いちいち野次さ答弁する必要ない。まずあなた、再質疑進めてください。

○4番(木元利明君) 3回目の質問ということで、市長、今のお話のことですね、それなりに健康寿命を伸ばすために一生懸命、市長の政治生命をかけてやってきたと。残された任期も、それなりに頑張るということは、よくわかります。

それと同時に、ちょっと感心してましたのは、国保会計の健全化を目指して、今年度からだと思うんですが、保健指導ですな。その保健指導も今までは文書での通知が主だったと思うんですが、結果を踏まえて今年度から、それらとプラスして保健師の面接指導というのを取り入れたやに伺っております。このようないい行政指導ですか、専門家の指導をもっと早くに、数年前からこのようないいことは早くにしておれば、健康寿命もそれなりに伸び、国保会計も赤字というのが多少でも改善されたんではないかなという思いをしております。

そこで、部長の答弁によると、私自身の思いのたけの半分かそこらより答弁なされておられませんけれども、今後というよりも、やはりこの市長が在任中ですね、いくらかでも好転するように期待をするだけしかないと言わざるを得ないのも非常に寂しい限りでございます。

これについては、別のステージもあるわけですから、そこで最後になりますが、こんな実例もございます。あえて、どこどこと言いませんけれども、非常に市が大きな今後、建設事業計画やら財政状況が非常に厳しいし、今よりもっともっと厳しさが想定されるということ踏まえて、就任1期目、現在2期目のようなんですが、1期目就任時からそういうふうな市政の負担を未然に減らそうということで、市長の退職

金50パーセント減額、副市長退職金30パーセント、教育長の退職金20パーセント、それを1期目になされたという方が2期目就任して、その後もそれらを実行したという実例がございます。

そこで市長に聞きたいんですが、今の実例のごとく、当市もこの後の計画がどのように進むかわからないけれども、今回の議会の考え方でどういうふうになるかわかりませんが、市長は任期もう8カ月とはいえ、今抱えている問題、議会もそれなりに報酬を減額しております。市長は不祥事のための報酬を削減しておりますが、それはそれで終わっております。今後、見通した場合、今の実例を市長はどのように考えますか。市長には、そういうふうな考えというのも頭の隅々にでも、ちょっとでもあるものでしょうかということをお願いして答弁を求めます。

（「議長、今のは整理して、ちゃんと答えてもらった方がいい、答えなくても……。」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 木元議員、今の再々質疑については、若干…、暫時休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前10時52分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

ただいま木元議員からの再質疑、もう一度質疑していただきたいと思います。木元議員

○4番（木元利明君） 市長に再度、砕いてお話いたしましょう。

今ですね、市財政も逼迫、今後数年間も見通し立たないという中で、例えば財調が数年後には2億、3億という話もありました。現実には、まだ確認しておりません。

そこで、これからますます市長の計画された事業がどういうふうに進むかわかりませんが、物事をするためには財源がなくては進みません。ですから、そういうふうなことをする際に、今後の市の財政状況の悪化を少しでも和らげるために、先ほど実例として挙げました、事例として挙げた内容について、市長の気持ちはどうかということを確認したんですが、それが国保税と何ら関係ないという話だったんですが、予算がなければ何もできないということがありますので、そこら辺を市

長、答弁いかがですか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） いろんな事業をやるための、いわゆる財源ということについては、今進めております行政改革、財政改革、そして公共施設の維持管理の計画の中で必要な財源を生み出すべく、今努力しております。

私自身のことにつきましては、そのいろいろな結果を十分考えまして、今時点でどうということは考えておりませんが、ぜひ生まれてくる財源で市としてのその行政を進めれるように頑張っていきたいと思っています。

○議長（三浦利通君） 4番木元利明君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第50号から第55号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第56号及び第57号については、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号及び第57号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日23日から29日までは議事の都合に

より休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、明日23日から29日までは議事の都合により休会とし、6月30日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時56分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 5 0 号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 財産の無償譲渡について

教育厚生委員会

- 議案第 5 2 号 男鹿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 4 号 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

